

クラウドサービス約款

(総則)

第1条 本クラウドサービス約款はオリックス・レンテック株式会社（以下甲という）とお客様（以下乙という）との間でクラウドサービスの利用に関して次項の手続きにより成立した個別契約（以下本契約という）に適用されます。甲は、甲またはクラウドサービスの提供元（以下提供元という）所定の申込書（以下申込書という）、本契約および付随する関連書式（以下関連書式という）記載の条件に基づき、クラウドサービスのライセンス（以下本ライセンスという）を乙に提供します。乙は申込書、本契約および関連書式に定める契約条件（以下契約条件という）に基づきこれを利用するものとします。また、乙は提供元の利用規約にも同意し、これを遵守するものとします。

2. 本契約は、甲が乙より申込書を受領後、乙に対しクラウドサービスの利用を開始できる日（以下開始日という）として、提供元が指定する日を通知したときをもって成立するものとします。なお、乙は、申込書を甲に交付した後は、申込書、本契約および関連書式に記載した情報および契約条件の変更ならびに撤回をすることはできないものとします。

(クラウドサービスの提供期間)

第2条 本ライセンスによるクラウドサービスの提供期間は、申込書記載のとおりとします。

2. クラウドサービスの提供期間の更新については、申込書記載の条件に基づくものとし、以降も同様とします。

3. 前項によりクラウドサービスの提供期間が更新された場合、乙は第8条に従い、更新後の本ライセンスの対価を支払うものとします。

4. 第1項にかかわらず、クラウドサービスの提供期間中に乙が本ライセンスを追加する場合、追加する本ライセンスにかかるクラウドサービスの提供期間およびその更新は、申込書記載の条件に従うものとします。

(クラウドサービスの解約)

第3条 クラウドサービスの解約については、申込書記載の条件に従うものとします。前条第1項の期間中に前条第4項に基づき追加したクラウドサービスの解約についても同様とします。

(クラウドサービスの提供)

第4条 甲は、申込書記載の提供元または本ライセンスの仕入先（以下仕入先という）をして提供元にクラウドサービスを使用するために必要なID等の情報（以下ID等という）を発行させたうえで、これを開始日までに乙指定の電子メールアドレスに対して電子メール

を送付する方法または提供元所定の方法により乙に提供し、乙がクラウドサービスを利用できるようにするものとします。

2. ID等の提供に際し、乙が指定した電子メールのアドレスまたは送付先の誤り、乙のシステムの不具合等、乙の責に帰すべき事由による電子メール等の不到着、または到着の遅延が生じた場合、乙からの通知に基づき甲は、当該電子メール等を再送させる等の措置を講じますが、甲、提供元および仕入先は、当該電子メールの不到着、または到着の遅延により乙に損害が生じても、一切責任を負いません。

3. 第1項に基づき提供元が乙指定の電子メールアドレスに電子メールを発信したときまたは提供元所定の方法により発信したときをもって、ID等は完全な状態で提供され、クラウドサービスの提供が開始したものとみなします。

4. 提供元からのダウンロードの操作・手続き等にて発生する通信障害によるシステムの中断・遅延・中止、データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他クラウドサービスに関する乙に生じた損害について、甲、および提供元および仕入先は一切の責任を負わないものとします。

(クラウドサービスの再提供)

第5条乙は、あらかじめ甲の書面による承諾がない限り、甲から提供された本ライセンスまたはクラウドサービスを乙の顧客(以下顧客という)へ再提供してはならないものとします。また、甲の書面による承諾を得た顧客であっても、顧客が第三者に再提供ことはできないものとします。

2. 前項により甲の書面による承諾があった場合、乙は、甲に対し、乙が顧客に本ライセンスまたはクラウドサービスを再提供するために必要な顧客の情報を提供するものとし、甲が受領した当該顧客情報を提供元に提供することについて顧客から事前に承諾を得るものとします。

3. 第1項により甲の書面による承諾があった場合、甲は、本ライセンスまたはクラウドサービスに関する問い合わせに関しては、乙からの問い合わせにのみ回答を行い、顧客から甲へ直接問い合わせがあった場合は一切回答を行わないものとし、乙はこれを承諾します。

(免責)

第6条 甲は、甲が乙に提供する本ライセンスについての信頼性を確保するために万全の努力をするものとします。ただし、提供元から提供されるクラウドサービスの正確性、完全性等については、クラウドサービスの使用目的への適合性等についての保証を含め、その責は負わないものとします。

2. 甲が本ライセンスの提供にあたり乙に提供する情報には、提供元から提供された情報が含まれますが、これらの情報の誤り等から乙に損害が生じても、甲の責任を問えないものとします。

3. 第1条第2項にかかわらず、甲は、次の各号の一に該当する場合には、乙に通知のうえ、何らの補償無しに本ライセンスまたはクラウドサービスの全部または一部の提供を変更または中止することができるものとします。

① 提供元または仕入先（第4条に規定）がクラウドサービスの提供に関連する装置・システム等の保守点検・更新を定期的または緊急に行うことにより、クラウドサービスの提供ができなくなった場合。

② 火災、停電等の人為的災害によりクラウドサービスの提供ができなくなった場合。

③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりクラウドサービスの提供ができなくなった場合。

④ 電気通信事業者の役務が提供されない場合等、甲の責に帰すべき事由によらない事情により、クラウドサービスの提供が困難になった場合。

⑤ 理由の如何を問わず、甲と提供元との間の本ライセンスにかかる契約が終了した場合。

⑥ 甲の責に帰すべき事由によらず、乙と提供元とのクラウドサービスの提供にかかる契約が終了する場合

⑦ その他不測の事態により、甲が本ライセンスの提供が困難であると判断した場合。

4. クラウドサービスの停止またはサーバー等に蓄積若しくは保存されたデータ等の滅失、損傷、漏洩、その他クラウドサービスの提供に関連して乙に生じた損害について、甲は一切の責任を負いません。

5. 甲が乙に提供するクラウドサービスにかかるサーバー等がサイバー攻撃等、第三者による攻撃を受けた場合には、提供元または仕入先は乙に事前に通知することなく、当該サーバー等の停止、ネットワークの切断、その他必要な措置を取ることができるものとします。この場合、甲は乙に生じた損害について、一切の責任を負いません。

6. 前条第2項に基づき乙が顧客に本ライセンスまたはクラウドサービスを再提供する場合、本条各条項の「乙」（ただし第3項柱書の「乙」を除く）を「乙および顧客」と読み替えて適用するものとします。

（本ライセンスの対価）

第7条 乙は甲に対して、本ライセンスの対価として、申込書記載の料金を、申込書記載の支払条件にて甲の請求に従い支払うものとします。

（料金改定）

第8条 甲は、提供元が本ライセンスの料金改定を行った場合、乙に対して本ライセンスの料金を改定することができるものとします。

2.甲が前項の料金改定を行う場合、提供元からの変更通知を受けた後、改定実施日の30日前までに乙に対して料金改定の内容を通知します。

3.乙が改定後の料金に同意しない場合、本契約を解約しクラウドサービスの提供を終了させることができます。この解約に伴う手続きおよび費用については乙の負担とします。

(債務不履行等)

第9条 乙が次の各号のいずれか一にでも該当したとき、甲は、通知、催告を要しないで、本契約の全部または一部を解除し、また、未払債務の即時一括弁済を請求することができるものとします。また、乙は、甲に損害があるときはこれを賠償します。

- ① 本契約の約定の一にでも違反したとき。
- ② 本契約以外の甲、乙間の取引の約定に違反したとき。
- ③ 支払を停止し、または手形、小切手の不渡り報告もしくは電子記録債権の支払不能通知があったとき。
- ④ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これらに類する手続きの申し立てがあったとき。
- ⑤ 営業を休廃止し、または解散をしたとき。
- ⑥ 営業の継続が困難であると客観的事由に基づき判断されるとき。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、本契約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に承継、譲渡または担保に供してはならないものとします。

(消費税額・地方消費税額)

第11条 乙は、第8条の対価、その他甲に対する支払いについては、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して支払うものとします。

(遅延損害金)

第12条 乙が、本契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、乙は甲に対して、支払を要する日の翌日より完済の日まで年率 14.6%の割合(年 365 日の日割計算)による遅延損害金を支払います。

(損害賠償)

第13条 乙による本契約または提供元の利用規約に違反する行為または本ライセンスもしくはクラウドサービスに関連して乙の責に帰すべき事由により、甲または提供元に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償する義務を負います。

2. 甲は、クラウドサービスおよび本契約に関連し乙に生じた損害につき責任を負いません。ただし、甲の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

3. 甲の故意または重過失により乙に損害が生じたときに甲が負う損害賠償の範囲は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害(逸失利益や休業損害を含む)は含まないものとし、また、賠償額は総額で第8条に定める対価の1カ月分相当額(対価が年額の

場合、当該対価を12で除した金額)を上限とします。

(裁判管轄)

第14条 甲および乙は、本契約について一切の紛争は、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲および乙は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下これらを暴力団員等という)
- ② 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
- ③ 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係にある者
- ④ 暴力団員等への資金等提供、便宜供与等の関与をしていると認められる関係にある者
- ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪(以下犯罪という)に該当する罪を犯した者

2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
- ② 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて甲の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ③ 犯罪に該当する罪に該当する行為
- ④ その他前各号に準ずる行為

3. 甲または乙が前2項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は、通知、催告を要しないで本契約の全部または一部を直ちに解除することができるものとします。これにより違反した当事者に損害が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しません。

(附則)

第16条 本クラウドサービス約款は、2024年11月20日以降に締結される本契約について適用されます。なお、甲は、必要に応じて本クラウドサービス約款の内容を改定できるものとします。改定した場合は、下記の甲のホームページにて掲示し、改定前に締結された本契約にも最新のクラウドサービス約款の定めを適用するものとします。

[\(https://www.orixrentec.jp/\)](https://www.orixrentec.jp/)

【個人情報に関する条項】

第1条 個人の乙は、以下の条項が適用されます。

[個人情報の利用目的]

甲は、乙の個人情報すべてを以下の目的（以下利用目的という）で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、乙はこれに同意します。

[利用目的]

- ① 甲の事業（事業内容は「オリックスの事業」(<https://www.orix.co.jp/grp/company/about/business/index.html>)をご確認ください。)について、乙からの資料のご請求、お問い合わせ、お申し込み、乙への甲からのご提案等乙との商談にあたり、適切な対応を行うため。
 - ② 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供等のお取引の場合の審査を行うため、ならびに乙のご本人確認にあたり、適切な判断や対応を行うため。
 - ③ 乙とのご契約について、甲においてそのご契約の管理、ご契約や法令等に基づく乙の権利の行使への対応や甲の義務の履行を適切に行うため。また、ご契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
 - ④ 商品・サービスの提供に関連する各種手続き（行政手続等）の支援・取次。
 - ⑤ 甲から、甲およびその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介、アンケート調査等をダイレクトメール、電子メール等によりご案内するため。
 - ⑥ 乙によりよい商品、サービスを提供するための商品、サービスの開発、改善のため。
 - ⑦ 乙によりご満足をいただくためのマーケティング分析に利用するため。
 - ⑧ 取得した閲覧履歴や問い合わせ、購買履歴等の情報を分析し、ニーズに応じた商品・サービスに関する表示、広告に利用するため。
 - ⑨ 甲において経営上必要な各種の管理を行うため。
 - ⑩ 専門家（弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、社会保険労務士等）に助言を依頼するため。
 - ⑪ 甲の業務およびこれに附帯または関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため。
2. 甲は、乙の個人情報を共同して利用することがあります。なお、共同利用の目的は、前項に記載の目的と同一です。共同利用者の範囲、その他の共同利用に関する事項についてはORIXのホームページ (<https://www.orix.co.jp/grp/>) 記載のプライバシーポリシーに従うものとします。)

第2条 乙の申込情報、乙の指定する連絡先その他クラウドサービスに関連して乙が甲に開示する情報に個人情報が含まれる場合、乙は、かかる個人情報の甲および提供元への開示、および前条の乙を当該個人に置き換えて利用目的が適用されることにつき当該個人の同意

を得るものとします。

以上